令和６年度

荒子小学校いじめ防止基本方針

１　基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

> いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
>
> また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
>
> いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。
>
> 学校は、いじめを受けた児童を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

２　校内体制

- 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、いじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を立て、具体的な指導内容や方法を職員で共有する。
- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- 「いじめ等対策委員会」は、月１回や緊急の場合など必要に応じて開催するとともに、開催した時には議事録を作成する。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し、一両日に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- 「いじめ等対策委員会」の構成員
  校長・教頭・教務主任・校務主任・保健主事・学年主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・子ども応援委員会コーディネーターなど
- 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。

３　積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

・　教職員一人一人が多様な背景をもつ児童の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
・　教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
・　いじめの認知の判断基準については、加害行為「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
・　職員の業務を精選し、児童とふれあう時間をできる限り多く取る。
・　児童の話に耳を傾け、親身になって対応し、児童が何でも相談できる信頼関係を築く。
・　いじめ防止対策推進法第２条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
・　いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。
・　いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
・　暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
・　いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくともいじめが止んでいる状態が３か月以上継続し、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。

４　未然防止の取組

・　学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
・　児童の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
・　集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。その中で相互に補い合い、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
・　上記の内容について、学校及び児童の実態を踏まえ、子ども応援委員会と連携して企画・計画・実践を進める。

（１）道徳教育・人権教育

・　道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場に立って考える」「自分がされたくないことは相手にしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

　活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編～」など

（２）授業づくり

・　児童の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師一人一人の授業力向上に努める。

・　公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生活指導の観点からも授業を参考にし合うようにする。
・　努力点研究において、「自ら学びを進める荒子の子」を目指す子ども像として設定する。児童が個々の関心に応じて、学ぶ内容やペースを調整したり、学習方法や考えを改善したりと、自ら学習を進めることができるように、多様な人との交流学習を効果的に設定していく。

（３）キャリア教育の充実

・　自己理解、他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

（４）集団づくり

・　社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き、学ぶ機会を設定する。
・　一人一人の児童が活躍できる学校生活をつくることができる場や機会を設定し、児童の自己有用感の育成を図る。
・　単に児童が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、児童の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、児童の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
・　児童会の取組において、「なごやＩＮＧキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》
「環境ウィークでのボランティア清掃」「分団会議・分団登校」「児童集会」など
《各学年での中心となる取組・活動》
【１年生】　「学校探検での教職員とのふれあい活動」
【２年生】　「学区探検での地域との交流」
【３年生】　「食育を通しての地産地消を推進する地元農家との交流」
【４年生】　「学区の歴史探索を通しての地域との交流」
【５年生】　「中津川野外学習」「幼稚園児との交流」
【６年生】　「姉妹校との交流」

（５）　教育相談

・　気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、４年生の児童にスクールカウンセラーとの面談を実施する。
・　前期の授業期間中に、学年の児童の実態に合わせた独自のアンケート調査を行う。その結果を基に、教育相談週間を設定し、児童が他の児童との間に抱えている不満や悩み等を聞き取り、学級の児童や担任、教職員と望ましい解決策を考えられるようにする。

５　早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケ

ート調査、教育相談等における面談、日記の活用などを計画的に行い、日常の児童の様子を把握する。また、子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

（１）日常的な観察

・　日頃から児童との触れ合いを多くして、児童一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

（２）「ウェブ版学校生活アンケート」

・　学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、児童個々への対応をする。

（３）定期的なアンケート調査

・　年３回の教育相談アンケートの実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

（４）緊急的な記名式のアンケート調査

・　重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

（５）教育相談

・　いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の児童のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
・　転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
・　（２）（３）でのアンケート調査の結果等を基に、全ての児童を対象として、児童と１対１で話し合う教育相談週間を設ける。
・　児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

（６）保護者・地域との連携

・　保護者に対しては、日頃から児童のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
・　地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、児童について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

（７）相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

・　年度当初に、全児童に配付し、各相談機関について周知する。
・　毎日使用するかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

（８）ＳＮＳ相談

・　相談する先が２４時間３６５日あることを４年生以上の児童に周知し、

アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、ＳＮＳ相談の体験活動をさせる。

６　いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

・　特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
・　教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
・　児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

（１）いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

・　遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
・　児童や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
・　発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
・　「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
・　以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
・児童が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合
○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
・３０日を待たず、１週間をめどに連絡し概要を報告する。

※「いじめを受けた児童や保護者からいじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の以上や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）

・　状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

（２）　いじめを受けた児童又はその保護者への支援

・　「複数の教職員で見守る」「いじめた児童を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
・　上記の対応によっても、いじめを受けた児童が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた児童及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
　その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめを受けた児童に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
・　当該事案に気付き次第直ちに、いじめを受けた児童及びその保護者の要

望・意見等を聴き取る。その際、だれがいじめを受けた児童・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた児童・保護者の意向を尊重する。

- 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を行う。
- 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- 状況に応じて、子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。

（３） いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

（４） いじめが起きた集団への働きかけ

- 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

（５） ネット上のいじめへの対応

- 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- パスワード付きサイトやＳＮＳ、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル

啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

７　なごや子ども応援委員会との協働

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として協働を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

８　校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

９　学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、ＰＤＣＡサイクルに基づき、策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆　いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ

直接目撃した
（暴力行為、からかい、暴言等など）

通報・相談を受けた
（本人、他の児童生徒、保護者などか

その場で制止・指導
軽視・放置しない

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

即日に集約担当に報告

一両日中に「いじめ等対策委員会」などを開催し、関係事案を迅速・正確に報告

いじめの訴えがあったらいじめと認知し、対応する

関係児童生徒に関する情報収集（当該学級）

情報共有

対応策の検討・協議・決定

関係児童生徒等への事情聴取
（加害児童生徒が認めない場合、証拠収集（現場目撃を含む）への協力依頼）

いじめの有無の確認

◆被害・加害児童生徒の保護者への連絡・家庭訪問（担任・教務主任）
◆被害児童生徒の安全確保・心のケア（養護教諭・SC)・SP の活用
◆加害児童生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置（学主・生指・ＳＣ）
◆観衆・傍観者への指導（学主・生指）
◆状況に応じた謝罪等の場の設定（教頭）
◆客観的な事実（聞き取りの内容等）を時系列で正確に記録
◆なごや子ども応援委員会と協働（なごや子ども応援委員会コーディネーター）

継続指導･経過観察

再発防止･未然防止の取組

荒子小学校年間計画

期	月	学校行事	未然防止の取組	学活・道徳	道徳・特活	会議・校内研修
前期	4	入学式 始業式	・WEB-QU4・5年の結果を活用した前年度からの引き継ぎ (気になる児童・特別に支援が必要な児童の把握) ・全職員で児童理解 (友人関係・家族関係) ・教育相談アンケート①(学校作成) ・気になる児童との教育相談		・いじめ防止教育プログラム <1～3年> トラブル防止！話し方教室 みんなでつくろう楽しい学級 <4～6年> 違いをこえて 自分の気持ちを伝えてみよう	いじめ等対策委員会① 研修① 児童理解
	5	運動会	・前期個人懇談会 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有	・自殺予防教育5・6年 ①パンフレットチェック		いじめ等対策委員会全体会 いじめ等対策委員会②
	6	中津川野外学習	・第1回 WEB-QU 実施4～6年 ・第1回 WEB-QU4～6年の結果の把握と支援の方法を全職員で共通理解 ・4年生 SC との全員面談 ・子ども応援委員会との情報共有			いじめ等対策委員会③ 研修② WEB-QU の結果の活用
	7	教育相談	・第1回 WEB-QU4～6年返却 ・全児童対象教育相談週間			中ブロックいじめ問題行動等対策会議①
	8		・SNS 相談 ・出校日で児童の様子を把握			
	9		※長期休業開け児童観察 ・教育相談アンケート②(学校作成) ・気になる児童との教育相談	・自殺予防教育5・6年 ②パンフレットチェック	・いじめ防止教育プログラム <1～3年> すてきなお兄さん、お姉さんを目指して みんなでつくろう楽しい学級 友達を思いやる心 <4～6年> 学級ギネス大会をしよう 誠実に生きるよさ	いじめ対策委員会④
	10	前期終業式 後期始業式 修学旅行	・第2回 WEBr-QU 実施4～6年 ・ヘルプシグナルの把握と対応 ・全職員で情報共有			いじめ対策委員会⑤
	11	作品展	・ING キャンペーン ・第2回 WEBr-QU4～6年の結果の把握と支援の方法を全職員で共通理解 ・子ども応援委員会との情報共有			いじめ対策委員会⑥
	12	人権週間	・後期個人懇談会 ・保護者と情報共有 ・第2回 WEB-QU4～6年返却	人権週間についての講演会		中ブロックいじめ問題行動等対策会議②
後期	1		・教育相談アンケート③(学校作成) ・気になる児童との教育相談	・自殺予防教育5・6年 ③パンフレットチェック	・いじめ防止教育プログラム <1～3年> ふしぎだな たのしい？こうかんにっき <4～6年> 生命の尊重 おじいちゃんの命	いじめ対策委員会⑦
	2		・いじめ防止基本方針見直し			いじめ対策委員会⑧
	3	卒業式 修了式	・WEB-QU など小中情報交換			中ブロックいじめ問題行動等対策会議③ 小中連絡会